令和６年度（２０２４年度）スマート農業技術アドバイザー派遣モデル事業実施要領

（目的）

第１条　本事業は、スマート農業技術を活用した取組みを検討している農業者等に対して、スマート農業技術に関する知見・ノウハウ等を有する専門家を派遣し、助言や情報提供等を行うことにより、農業者等におけるスマート農業技術の活用を推進することを目的とする。

（事業の対象者）

第２条　本事業は、スマート農業技術の導入を検討している農業者等からの依頼に対して、アドバイザーの派遣を行うこととする。なお、本事業において農業者等とは、以下に掲げるものをいう。

一　農業者

二　農事組合法人

三　農地所有適格法人

四　農業者で組織する団体（集落営農組織、青年農業クラブなど）

（事業内容）

第３条　本事業は、以下のスマート農業技術に関する取組みに対し、依頼内容に応じたアドバイザーを現地に派遣し、課題の整理、アドバイス及び情報提供等の支援を行う。ただし、参加費等を徴収して行う有料の講習会等への派遣は対象としない。

一　自動運転・操舵等に関すること

：自動運転技術、自動操舵、直進アシスト技術、可変施肥システム、食味・収量センサ付コンバインなど

二　ドローンに関すること

：農薬散布、肥料散布、センシングなど

三　環境制御技術に関すること

：栽培環境のセンシング（露地）、統合環境制御（ハウス）、生育・収量の予測システム、病害虫発生の予測システムなど

四　その他のスマート農業技術に関すること

：経営・流通管理システム等など

（派遣の申請）

第４条　派遣を希望する農業者等は、派遣申請書（別記第１号様式）を農業技術課へ提出する。

（派遣の決定）

第５条　農業技術課は、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を審査し、派遣することが適当であると判断したときは、申請者及びアドバイザー双方と調整のうえ、派遣を決定し、派遣決定通知書（別記第２号様式）を申請者に通知する。

２　農業技術課は、前項の審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、申請者からの説明及び関係農業普及・振興課からの助言を求めることができる。

３　農業技術課は、派遣を決定した場合、その旨を関係農業普及・振興課及び市町村に通知する。

（派遣内容の変更）

第６条　第５条の通知をうけた申請者が、派遣日時及び場所を変更するときは、あらかじめアドバイザーと調整のうえ、変更届（別記３号様式）を農業技術課に提出する。

（実績報告）

第７条　申請者は、アドバイザーの派遣が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第４号様式）を農業技術課に提出する。

２　農業技術課は、実績報告書で提出された写真等について、県が発行する冊子及びホームページ等で利用することができる。

（派遣の辞退）

第８条　申請者は、派遣決定後に派遣を辞退したい場合は、辞退の理由を具体的に記載した書面を農業技術課に提出する。

（派遣費用）

第９条　農業技術課は、予算の範囲内でアドバイザーの報償費及び旅費を負担する。

２　報償費及び旅費の支払い額については、県の規定に準じて支払うものとする。

３　講演会場の手配、機材準備（実演機、PC、プロジェクター等を含む。）に係る費用は申請者が負担する。

（派遣回数）

第１０条　アドバイザーの派遣回数は、原則として１回までとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、農業技術課長が別に定める